

表 6月9日以降規制が緩和される主な業種

6月9日	理美容 移民局支部 職業安定所・人材派遣業 教育サービス カーシェアリング 劇場、コンサートホール、サーカス(無観客のリハーサルのみ) など
6月16日	外食(オープンテラスのみ) 歯科 不動産関連サービス業 スポーツイベント(観客数は座席数の10%未満) など
6月23日	ジム・プール等スポーツ施設 外食(店内および公園等付帯施設) 路上の児童遊戯施設、運動施設 就学前児童向け教育サービス など

(出所)モスクワ市長令第68-UM号(2020年6月8日)